

平成21年9月30日

適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者機構日本  
理事・事務局長 磯辺 浩一 様

株式会社 フェニックス  
代表取締役 永倉 憲孝

貴機構からの「申入れ書」への回答について

拝啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて先般、貴機構より送付されました申入れ書について、顧問弁護士を通じて、鋭意検討を重ねた結果、別紙の通り対応を図ることとなりましたので申し上げます。

敬具

## 第 1

### I <差止請求事項>について

#### 1 1[一般条項]4条について

本条項については、下記のように修正します。

「万一、注文者の都合により、申込金支払後、契約成立前に申込みを撤回した場合、契約成立のために支出した損害につき、賠償いたします。

また、契約成立後に申し込みを「撤回した場合には、その車両にかかった費用（修理、加修費、整備費、運送費、保管費（1500円×経過日数）等）を請求されても異議はありません。この場合、申込金や中間金を既に支払っていたときには、相殺されても異議はありません。」

#### 2 2[一般条項]5条について

「万一、私の都合により遅滞した場合、申込撤回と判断されても異議はありません」との文言を削除します。

#### 3 3[一般条項]6条について

本条項については、下記のように修正します。

「下取車に関する契約成立後に、万一注文者の都合によりこれを撤回した場合、下取車手続代行費用や、その車両にかかった意費用（修理、加修費、運送費、保管費等）を請求されても異議はありません。なお、下取車に関する契約が撤回されても、同時に本契約車両の契約が撤回されることはありません。」

#### 4 4[一般条項]7条について

本条項については、削除いたしません。

民法 570 条にいう「隠れた」瑕疵というのは、買主が取引上必要な通常の注意を払っても知ることができない瑕疵をいうところ、メーター改ざんのおそれがあることから「走行不明」と明記した上で売却した場合には、メーター改ざんの可能性が極めて高いことは取引上必要な通常の注意を払えば容易に分かることであり、この場合には「隠れた」瑕疵にはあたらないと史料します。したがって、民法 570 条は適用されないため、本条項は同条に基づく瑕疵担保責任を全部免除する条項ではありません。

また、「メーター改ざんがなされていない」から購入するという事情は、「動機」に該当するところ、「メーター改ざんがなされていないとは言えない」との趣旨で「走行不明」と明記されている以上、「メーター改ざんがされていない」という動機の表示もなされていないこととなります。したがって「要素に錯誤」があるとは言えないため民法 95 条の適用もなく、また、仮に同条の適用があったとしても、重過失が存することから、結果として民法 95 条

による無効の主張は認められません。

以上から、本条項については削除いたしません。

5 5[現金一括払約款]1条について

第2文について、「万一私の都合により遅滞した場合、貴社から一定期間を提示されて催告を受けたにもかかわらず、その期間内に支払をしなかった場合には、売買契約を解除されても異議はありません。」と修正します。

第3文については削除します。

6 6[注意事項]1条、2条について

いずれも削除します。

第2

Ⅲ<是正要望事項>について

1 [一般条項]2条について

下記のように修正します。

「申込金を支払った後、契約成立に至らなかった場合には、申込金を返還します。」

[一般条項]3条について

下記のように修正します。

「契約は、本契約書に捺印した時点で成立するものとします。但し、ローン契約による場合には、信販会社の契約書に定められている日をもって契約が成立するものとします。」

2 [一般条項]6条柱書について

下記のように修正します。

「契約車両の契約が何らかの理由により解除、取消または無効になった場合には、下取車に関する契約も同時に解除、取消または無効となります。なお、下取車の所有権は、私が契約車両を受け取り、下取車を貴社に引き渡したときに移転します。」

3 [一般条項]6条dについて

「同時に貴社より迷惑料の請求があった場合には、速やかに現金をもって支払います。」との条項を下記のように修正します。

「もし、第三者から異議の申出があった場合や費用負担について貴社に損害を生ぜしめた場合には、直ちにその損害について賠償いたします。」

4 [注意事項]6条について

削除します。

以上